高等教育の修学支援新制度(授業料等減免)のしおり

令和 6 年 11 月 25 日作成
令和 7 年 7 月 16 日更新
令和 8 年 7 月 20 日更新
久留米大学御井学舎庶務課会計係

このしおりは、「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、授業料および入学金(以下「授業料等」という。)減免に関する手続きについてまとめたものです。希望者は熟読のうえ、所定の手続きを行うようお願いいたします。

目次

Ⅰ.「高等教育の修学支援新制度」について ・・・・・・ 2 ページ

Ⅱ. 支援の対象者・減免額 ・・・・・・ 2 ページ

Ⅲ. 入学金・授業料の納付猶予について ・・・・・・ 4 ページ

Ⅳ-1. 申請手続きの手順(新規) ・・・・・・ 4 ページ

Ⅳ-2. 申請手続きの手順(継続) ・・・・・・ 7 ページ

Ⅴ. 適格認定について ・・・・・・ 8 ページ

Ⅵ. 授業料等減免の遡及取消
および減免額の返還について・・・・・・ 9 ページ

Ⅶ. 多子世帯への授業料等無償化について ・・・・・・ 10 ページ

Ⅷ. そのほかの事由に伴う
授業料等減免の取り扱いについて ・・・・・・ 11 ページ

Ⅸ. その他 ・・・・・・ 12 ページ

Ⅰ．「高等教育の修学支援新制度」について

「高等教育の修学支援新制度」とは、授業料・入学金の免除または減額（＝授業料等減免）と返還を要しない給付型奨学金から成る、意欲ある子どもたちの進学を支援するための制度です。日本学生支援機構の給付奨学生に採用された学部生は、給付型奨学金の支援区分に応じて授業料等が減免されます。

また、令和 7 年度から、多子世帯(※Ⅵ参照)の学生に対して、大学の授業料および入学金を、国が定める一定の額まで所得による制限なく支援されることとなりました。

ただし、希望者は必ず日本学生支援機構が行う「給付型奨学金」に申し込む必要があり、給付型奨学金に採用された場合に限り、減免の支援を受けることが可能になります。なお、減免を受けている間も、給付奨学生として、必要な手続きはすべて行っていただくことになります。

Ⅱ． 支援の対象者・減免額

（1） 支援の対象者

日本学生支援機構の給付奨学生として認定されている学部生（留学生を除く）

（2） 減免額

給付型奨学金の支援区分に基づき、次のとおり授業料等の減免を行います。学部学科・入学年度によって額が異なりますのでご注意ください。なお、支援区分が「対象外」となった場合は、給付型奨学金・授業料減免はいずれも停止になります。

以下、基本（前・後期ともに同区分での支援となった場合）の減免金額を掲載しておりますので、ご参照ください。

【文・法・経済・商学部 全学科共通】

	（2021～2023 年度入学）		（2024 年度以降入学）		
支援区分	前期	後期	前期	後期	入学金
【参考】 減免前の金額	335,000 円	335,000 円	355,000 円	355,000 円	200,000 円
第Ⅰ区分 （全額免除）	335,000 円	335,000 円	350,000 円	350,000 円	200,000 円
第Ⅱ区分 （2/3 免除）	223,400 円	223,300 円	233,400 円	233,300 円	133,400 円
第Ⅲ区分 （1/3 免除）	111,700 円	111,700 円	116,700 円	116,700 円	66,700 円

※ 入学金について：初年度 4 月からの減免対象となった場合のみ減免。減免を受けられるのは1回限り。

【人間健康学部　総合子ども学科】

	（2021～2023 年度入学）		（2024～2026 年度以降入学）		
支援区分	前期	後期	前期	後期	入学金
【参考】 減免前の金額	345,000 円	345,000 円	365,000 円	365,000 円	200,000 円
第Ⅰ区分 （全額免除）	345,000 円	345,000 円	350,000 円	350,000 円	200,000 円
第Ⅱ区分 （2/3 免除）	230,000 円	230,000 円	233,400 円	233,300 円	133,400 円
第Ⅲ区分 （1/3 免除）	115,000 円	115,000 円	116,700 円	116,700 円	66,700 円

※　入学金について：初年度 4 月からの減免対象となった場合のみ減免。減免を受けられるのは1回限り。

【人間健康学部　スポーツ医科学科】

	（2021～2023 年度入学）		（2024～2026 年度以降入学）		
支援区分	前期	後期	前期	後期	入学金
【参考】 減免前の金額	385,000 円	385,000 円	405,000 円	405,000 円	200,000 円
第Ⅰ区分 （全額免除）	350,000 円	350,000 円	350,000 円	350,000 円	200,000 円
第Ⅱ区分 （2/3 免除）	233,400 円	233,300 円	233,400 円	233,300 円	133,400 円
第Ⅲ区分 （1/3 免除）	116,700 円	116,700 円	116,700 円	116,700 円	66,700 円

※　入学金について：初年度 4 月からの減免対象となった場合のみ減免。減免を受けられるのは1回限り。

【人間健康学部　心理学科/教育・福祉学科】

	（2021～2023 年度入学）		（2027 年度以降入学）		
支援区分	前期	後期	前期	後期	入学金
【参考】 減免前の金額			365,000 円	365,000 円	200,000 円
第Ⅰ区分 （全額免除）			350,000 円	350,000 円	200,000 円
第Ⅱ区分 （2/3 免除）			233,400 円	233,300 円	133,400 円
第Ⅲ区分 （1/3 免除）			116,700 円	116,700 円	66,700 円

※　入学金について：初年度 4 月からの減免対象となった場合のみ減免。減免を受けられるのは1回限り。

Ⅲ． 入学金･授業料の納付猶予について

久留米大学では、令和 7 年度の制度拡充に伴い、「授業料･入学金等の納付猶予」の措置を設けています。措置を受けることができる対象者は以下のとおりです。詳細については、大学ホームページにてご確認ください。

◆ 措置適用対象者

在学生 （R7年度より）	・ 所定の期日（概ね 4 月上旬）までにスカラネット AC の入力を完了した者
入学予定者 （R8 年度より）	・ 入学予定（合格決定）者であり、久留米大学専願者（必ず入学する者） ・ 「大学等奨学生採用候補者通知【提出用】」で D～G に該当する者（理工農該当者は除く） ・ 久留米大学文系学部（文学部/人間健康学部/法学部/経済学部/商学部）の減免を希望する者

※ 所定の期日までに手続きを終えた場合、前期学納金等の請求を保留させていただき、減免区分決定次第、順次ご請求申し上げます。なお、請求保留対象者となった場合、学納金の納入方法を「口座引落」にされている方でも、前期は一律「納付書払い」とさせていただいております。

※ 猶予申請を行わず、通常どおり入学金･前期授業料等を納入された方には、本採用確定後に減免額を返還いたします。

Ⅳ-1． 申請手続きの手順（新規）

※ 以下の手順は、久留米大学入学初年度の方、修業年限途中に新たに授業料等減免の対象となった方向けの手順です。確実に手続きを行っていただくために、手順の左側に□チェックボックスをつけておりますので、確認欄としてご活用ください。

ﾁｪｯｸ	手続きの時期	手順
□	4月	①奨学金説明会に参加する 授業料の減免を希望する方は全員、奨学金説明会への参加が必須です。 説明会は「予約採用者向け」と「在学採用者向け」の2種類があります。 ご自身の該当する方に参加してください。 【予約採用】 ： ご入学前に奨学金の予約をし、採用候補者となっている方 1．入学前　日本学生支援機構から届く「採用候補者のしおり」を熟読する 2．入学後　「採用候補者決定通知」を持って、予約採用者説明会に参加

		3.「進学届」を提出(インターネット入力)★
□	申込受付期間中	★予約採用者の方は「進学届」提出時にスカラネット上で、授業料等減免の申請手続きを行います。 「1. 高等教育の修学支援新制度(給付奨学金及び授業料等減免)を希望しますか？」という項目は、「希望します」を選択してください。 ◆日本学生支援機構の奨学金業務システムの画面イメージ ①  【在学採用】 ： ご入学後、奨学金に新規で申し込みを希望する方。 受給が決定している奨学金に、追加で申し込みを希望する方。 1. 在学採用者説明会に参加 日時等の詳細は、KU ポータル(学内向けポータルサイト)でご案内します。 2. インターネットで申し込み手続き(入力) 3. 日本学生支援機構に奨学金確認書兼地方税同意書を、学生課に申込書類を提出
□	給付奨学生 採用決定後	②-1 奨学金採用者説明会に参加する 奨学生証のお渡しと、今後、給付奨学金の受給を続けるための大切なご連絡をします。 ②-2 前期減免認定結果通知書(A 様式 3-1)を受け取る **(令和 8 年 4 月 1 日-10 日までにスカラネット AC の入力を完了した方)** 大学より前期減免認定結果通知書(A 様式 3-1)と前期学納金等の納付書を送付します。授業料については、当制度による減免結果を反映

		させた額でのご案内です。
		（令和 8 年 4 月 11 日-6 月 30 日までにスカラネット AC の入力を完了した方） 大学より前期減免認定結果通知書（A 様式 3-1）を送付します。初年度および年度途中から新規で採用となった場合は、既に納付された Ⅰ 期学納金の返還時期についても記載しており、返還先口座をご回答いただく必要がございますので、必ず中身をご確認ください。
□	10 月	③家計状況による適格認定が行われ、授業料等減免の支援区分を確認後にⅡ期学納金をご案内します。 【送付物】 ~~（全員一律）~~ Ⅱ 期学納金納付書（なお、授業料は減免結果反映後の金額です。） ~~（前期から区分の変更がない場合）A 様式 3-1~~ ~~（前期から区分の変更がある場合）~~A 様式 4-3 （支援停止となる場合）A 様式 6-1 ※ 減免区分確定後順次ご案内いたしますので、減免対象者の中でも送付時期のズレが生じます。概ね 10，11 月ごろに全対象者への送付が完了となる見込ですが、12 月以降になっても案内が届かない場合は、庶務課　会計係へお問い合わせください。 ※ 9 月にⅡ期学納金通知ハガキは郵送しません。
□	次年度 4 月	④在籍報告を行う 授業料等減免に関しては、一度お申込みいただければ、学籍異動・本人による辞退の申し出等がない限りは、減免の対象となりますが、給付型奨学金を受けるために必要な手続きとなりますので、忘れずに行うようにしてください。
□	次年度 5 月以降 減免区分確定後	⑤学業成績による適格認定が行われ、授業料等減免の支援区分を確認後に、Ⅰ期学納金等をハガキにてご案内します。授業料については、減免結果反映後の金額です。 また、送付される認定結果の様式については、「Ⅳ.適格認定について」をご参照ください。 ※ 減免区分確定後順次ご案内いたしますので、減免対象者の中でも送付時期のズレが生じます。概ね 6，7 月ごろに全対象者への送付が完了となる見込ですが、8 月以降になっても案内が届かない場合は、庶務課　会計係へお問い合わせください。 ~~4 月にⅠ期学納金通知ハガキは郵送しません。~~

Ⅳ-2. 申請手続きの手順(継続)

※ 以下の手順は、前年度から継続して授業料等減免の対象となった方向けの手順です。確実に手続きを行っていただくために、手順の左側に□チェックボックスをつけておりますので、確認欄としてご活用ください。

ﾁｪｯｸ	手続きの時期	手順
□	4 月	① 在籍報告を行う。 授業料等減免に関しては、一度お申込みいただければ、学籍異動・本人による辞退の申し出等がない限りは、減免の対象となりますが、給付型奨学金を受けるために必要な手続きとなりますので、忘れずに行うようにしてください。
□	次年度 5 月以降 減免区分確定後	② 学業成績による適格認定が行われ、授業料等減免の支援区分を確認後に、Ⅰ期学納金等をハガキにてご案内します。授業料については、減免結果反映後の金額です。 また、送付される認定結果の様式については、「Ⅳ.適格認定について」をご参照ください。 ※ 減免区分確定後順次ご案内いたしますので、減免対象者の中でも送付時期のズレが生じます。概ね 6, 7 月ごろに全対象者への送付が完了となる見込ですが、8 月以降になっても案内が届かない場合は、庶務課 会計係へお問い合わせください。 ~~※ 4 月にⅠ期学納金通知ハガキは郵送しません。~~
□	10 月	③家計状況による適格認定が行われ、授業料等減免の支援区分を確認後にⅡ期学納金をご案内します。 【送付物】 ~~(全員一律)~~ Ⅱ期学納金納付書(なお、授業料は減免結果反映後の金額です。) ~~(前期から区分の変更がない場合)A 様式 3-1~~ ~~(前期から区分の変更がある場合)~~A 様式 4-3 (支援停止となる場合)A 様式 6-1 ※ 減免区分確定後順次ご案内いたしますので、減免対象者の中でも送付時期のズレが生じます。概ね 10, 11 月ごろに全対象者への送付が完了となる見込ですが、12 月以降になっても案内が届かない場合は、庶務課 会計係へお問い合わせください。 ※ 9 月にⅡ期学納金通知ハガキは郵送しません。

Ⅴ. 適格認定について

給付奨学金については、夏季に家計状況、年度末に学業成績により、受給基準を満たすか否かが判定されます(これを適格認定といいます)。この結果に従い、授業料の減免額が前期・後期それぞれ決定します。

著しく成績不良であれば年度初めに遡って認定を取り消しされ、受給された給付奨学金の返還を求められるとともに、授業料減免においても減免された授業料を徴収します。対象者としての自覚をもって学業に励んでください。

(判断基準) ※令和 7 年度からの要件

廃止 ・A 様式 5	次のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由が認められないとき ・ 修業年限で卒業できないこと(卒業延期)が確定した場合＝留年 ・ 累積修得単位数が標準単位数の 6 割以下の場合 ・ 出席率が 6 割以下など、学修意欲が著しく低いと判断される場合 ・ 2 回連続で「警告」に該当した場合(停止事由に該当する場合を除く)
停止 ・A 様式 6-1	・ 2 回連続して「警告」となった場合のうち、2 回目の「警告」の理由が「GPA 等が学部等における下位 4 分の 1 の範囲に属すること」の場合 ※ 次回の学業成績の判定の際、「廃止」、「警告」に該当しなければ支援再開
警告 ・A 様式 3-1 ・A 様式 4-1	次のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由が認められないとき ・ 累積修得単位数が標準単位数の 7 割以下の場合 ・ 当該年度の GPA が学部・学科・学年の下位 4 分の 1 の場合 ・ 出席率 8 割以下など、学修意欲が低いと判断される場合
継続 ・A 様式 3-1 ・A 様式 4-2	・ 廃止や警告に該当しない場合

※ 「停止」「廃止」「廃止(要返還)」と判定された場合、給付奨学金および授業料減免の対象外となります。

Ⅵ. 授業料等減免の遡及取消および減免額の返還について

前述のとおり、年度末の学業成績による適格認定等で、著しく成績不良であれば年度初めに遡って認定を取り消しされ、受給された給付奨学金の返還を求められるとともに、授業料減免においても減免された授業料を徴収します。対象者としての自覚をもって学業に励んでください。

◆ 学業成績による減免区分見直しがなされるタイミング

- 年度末に行われる学業成績による適格認定
- 年度の途中で、学籍異動が発生した場合

◆ 訴求取消となった場合

① 適格認定結果をもって、大学から「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の認定取消通知書（A 様式 5）」をお送りいたしますので、内容を確認してください。

② 返還誓約書を記入し、所定の期日までに庶務課会計係へご提出ください（郵送可）。
返還方法は、「満額での振込」、「分割での振込」いずれかとなっております。ただし、分割払いの場合、1回の納入金額は 10 万円以上を設定してください。
※ 返還については、必ず保護者さまと内容をご確認のうえ決定するようにしてください。
※ 万が一、お申し出の期日までにお振込みが確認できない場合は、お支払いが完了するまで、継続して厳格な回収・催促の手続き（またはご連絡）を進めさせていただくこととなります。あらかじめご了承いただき、期日厳守にてご対応をお願い申し上げます。

Ⅶ. 多子世帯への授業料等無償化について

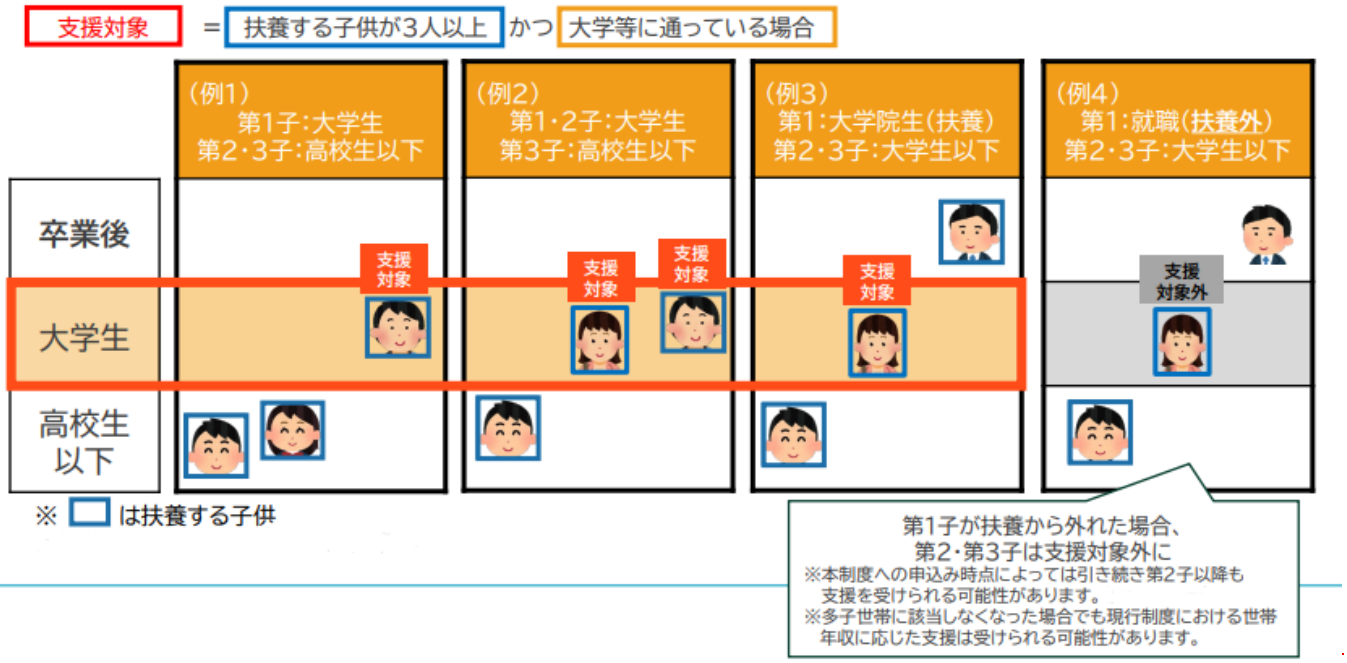
令和 7 年度から、多子世帯の学生に対して、大学の授業料および入学金を、国が定める一定の額まで所得による制限なく支援することが決定されました。手続きについては、「Ⅲ-1，2． 申請手続きの手順」と同様の手順をとっていただきますので、ご確認ください。

また、現行制度同様に、学業に励むことは必須条件となっております。

（1）多子世帯の支援対象者 要件

生計維持者の扶養する子供が3人以上いる世帯で、大学に在学している子供

（支援対象例）文科省 HP より



（2）支援額

	（2021～2023 年度入学）		（2024 年度以降入学）		
学部	前期	後期	前期	後期	入学金
文・法・経済・商学部 全学科共通	335,000 円	335,000 円	350,000 円	350,000 円	200,000 円
人間健康学部 総合子ども学科	345,000 円	345,000 円	350,000 円	350,000 円	200,000 円
人間健康学部 スポーツ医科学科	350,000 円	350,000 円	350,000 円	350,000 円	200,000 円
人間健康学部 心理学科/教育・福祉学科			350,000 円	350,000 円	200,000 円

※ 入学金について：初年度 4 月からの減免対象となった場合のみ減免。減免を受けられるのは1回限り。

※ 減免区分が「第Ⅰ区分（多子）」、「第Ⅱ区分（多子）」、「第Ⅲ区分（多子）」、「第Ⅳ区分（多子）」、「多子世帯」とありますが、いずれについても、同額での支援です。

Ⅷ. そのほかの事由に伴う授業料等減免の取り扱いについて

（1） 家計急変による授業料免除について

この制度では予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認されれば、支援の対象となります。採用となった場合、給付型奨学金と授業料等減免が適用されます。

（2） 地方公共団体や民間団体等が実施する支援事業が「授業料減免との併用可」としている場合

当該制度による支援が在学中に受けられなくなるなどの状況の変化にも円滑に対応できるよう、給付型奨学金にも申し込んでいただきます。申請後、採用されたら日本学生支援機構の給付奨学金申請時に、給付奨学金の停止手続きを行ってください。給付奨学金の受給が停止されますが、給付奨学生としての身分は維持され、支援区分に応じた授業料減免が受けられるようになります。ただし、在籍報告等の給付奨学金に関する手続きは、行っていただく必要があります。

（3） 久留米大学独自の授業料減免制度の対象者となった場合

- **◆ 商学部スカラシップ制度**
 商学部スカラシップ制度の対象者となった場合、前期授業料についてはこの制度の適用が優先され、修学支援新制度による減免は、入学金（初年度のみ）・後期授業料に対して適用がなされます。詳細は、送付される「減免認定結果通知書（様式 3-1）」をご確認ください。
- **◆ 久留米大学特待生・優等生**
 特待生・優等生に選出された場合、修学支援新制度による減免が優先されます。なお、特待生・優等生選出に係る学納金の減免については、別途通知いたします。
- **◆ 協定校留学生の授業料補助**
 協定校留学生となった場合、それに伴う授業料補助が優先されます。補助で賄えなかった授業料が修学支援新制度の対象となります。
 また、協定校へ支払う授業料については、本制度の適用外となりますので、ご留意ください。

Ⅸ. その他

文部科学省および独立行政法人日本学生支援機構のホームページにも、詳細な情報が掲載されておりますので、必要に応じてご確認ください。

●久留米大学ホームページ「高等教育の修学支援新制度にかかる本学の取扱いについて（御井キャンパス）」
https://www.kurume-u.ac.jp/student-affairs/news/humanities/674e8ed986da3b5bbdcca289/

●久留米大学ホームページ「令和7年度「高等教育の修学支援新制度」における多子世帯支援拡充の対応について（御井学舎）」
https://www.kurume-u.ac.jp/news/67d237425bcd61762202f1db/

●文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/

★さいごに・・・
制度の内容が更新されると、それに倣ってこのしおりも更新されます。1度だけ目を通すのではなく、その都度、確認することを心がけてください。



しおりを読んでも分からないことがあれば、下記へお問い合わせください。
奨学金に関すること：学生課　TEL：0942-44-2712
授業料減免に関すること：庶務課　TEL：0942-44-2066